

お知らせ

「一時保育サービス」って
ご存じですか？

一時保育サービスとは、保護者が次のような理由により、お子さんを家庭で保育できない場合に保育園で一時お預かりするものです。

○非定型的保育サービス事業

仕事、学習、免許取得、その他

○緊急保育サービス事業

通院や治療、看護、出産、引越し、その他

○私的理由による保育サービス事業

育児に伴う心理的、肉体的な負担を解消するための諸活動など



お問い合わせは下記まで、お気軽におたずねください。
(できるだけ事前をお願いします。)
南保育園(☎②7036)
びわ保育園(☎⑦2152)
長浜愛児園(☎③4650)
市子育て支援課(☎⑥6514)

ひとり親家庭家事援助
派遣事業実施中

市では、離婚などによりひとり親となった家庭への家事ヘルパーの派遣による家事援助を実施しています。

【対象】義務教育修了前のお子さんのいるひとり親家庭で、仕事や病気などの事情で日常生活を営むのに著しく支障があり、他に家事援助を頼める人がいない世帯

【内容】炊事、食事の世話、住居の掃除、生活必需品等の買物など

【利用料】1時間あたり810円
1日8時間を限度とし、1週間に3回までの利用とします。

※利用料は所得により無料になる場合があります。

※このサービスを受けようとする人は、あらかじめ登録の申込みが必要となります。



利用料や登録申込みなどのくわしいお問い合わせは、子育て支援課(☎⑥6514)へ。

乳幼児福祉医療費の払戻
申請はお済みですか？

乳幼児福祉医療費の助成は昨年10月1日から原則医療機関での窓口負担がなくなっていますが、それ以前の支払領収書をお持ちの方は、3月末までに担当窓口か公民館で払戻申請をお願いします。

また、4月以降は市保険年金課、各支所市民生活課のみでの受付となりますので、ご注意ください。

【対象】乳幼児福祉医療費受給券と9月30日以前の医療機関での窓口負担分領収書をお持ちの方(保険対象医療費のみ)

※0歳～就学前のお子さんに限る

【持ち物】領収書、印鑑、振込先がわかるもの(保護者)、健康保険証、福祉医療費受給券



お問い合わせは、市保険年金課(☎⑥6512)、浅井支所市民生活課(☎⑦4353)、びわ支所市民生活課(☎⑦5253)へ。

人工透析を受けている人に
通院交通費を助成

人工透析を受けている人で次の要件をすべて満たす方に、通院交通費の一部を助成します。

○腎臓機能障害により、身体障害者手帳の交付を受けている人

○人工透析を受けるために、交通機関を利用して月8回以上通院している人

○本人および同居の生計中心者の平成18年度市民税所得割が2万円未満の人

【支給対象期間】平成18年4月～平成19年3月

【支給額】自宅から医療機関までの直線距離が
5キロメートル未満の人：月額千円
5キロメートル以上の人：月額2千円

【申請期間】3月19日(月)～4月9日(月)

【持ち物】通院日の証明書、身体障害者手帳、本人名義の預金通帳(郵便局以外)、印鑑

※証明書は市福祉課、各支所保健福祉課にありますので、医療機関で証明してもらってください。

お申し込み、お問い合わせは市福祉課(☎⑥6518)、浅井支所保健福祉課(☎⑦4354)、びわ支所保健福祉課(☎⑦5254)へ。

交通災害共済に加入を
～年間掛金 一人500円～

交通災害共済とは、一人ひとりが掛金を出し合い、不幸にして交通事故にあわれた方に、傷害の程度により見舞金をおくり、救済しようとする相互互助制度です。

【加入資格】・住民基本台帳に記載されている人

・外国人登録をしている人

・市内の事務所、事業所、学校等に勤務または在学している人

【加入手続】

申込書に必要事項を記入の上、500円×人数分の掛金(現金)を添えてお申し込みください。



【申込場所】

3月1日～31日(土日、祝日除く)

滋賀銀行・大垣共立銀行・長浜信用金庫・びわこ銀行の市内各本支店、郵便局(県内)、JAレーク伊吹・JA北びわこの市内各支所

4月1日以降市防災安全課、各支所地域振興課

※旧長浜市で実施していた市費負担制度は廃止しますので、加入を希望される方は上記手続きをお願いします。

お問い合わせは、市防災安全課(☎⑥6557)、浅井支所地域振興課(☎⑦4351)、びわ支所地域振興課(☎⑦5252)へ。

住宅リフォーム奨励金の
申請は3月30日までに

市では、市内の施工業者で自宅改修を行った場合に商品券を交付しています。申請期限は今月30日までですので、必要書類をそろえて申請してください。

【対象住宅】自己所有で床面積、50㎡以上の住宅

【奨励金】対象工事費の10%(最高10万円)

【申請期限】3月30日(金)

※事前に相談いただいた上で、工事完了後、期限までに必ず申請してください。



申請窓口・お問い合わせは、市商工労政課(☎⑥8766)、浅井支所産業振興課(☎⑦4357)、びわ支所産業振興課(☎⑦5255)へ。

お知らせ

4月からは
新しい国保保険証で受診を

現在お持ちの国民健康保険証の有効期限は3月31日までです。4月1日以降に使用する新しい保険証(一般被保険者証はうぐいす色、退職被保険者証は黄色)は、3月中旬に『配達記録郵便』で各家庭に送付しますので、新しい保険証が届いたら、各欄の記載事項を確認してください。現在お使いの保険証は4月になったら、各自で確実に破棄してください。

また、基準以上に保険料が未納の場合には、通常の保険証に替えて、『短期被保険者証』または、『資格証明書』を交付します。

こんなときは、忘れずに
14日以内に届出を！

○会社に勤めたとき
○会社を辞めたとき・扶養家族からはずれたとき



お問い合わせは、市保険年金課保険医療係(☎⑥6512)、浅井支所市民生活課(☎⑦4353)、びわ支所市民生活課(☎⑦5253)へ。

こんなときは国民年金の
届出が必要です！

国民年金は、日本国内に住む20歳以上60歳未満の方すべてが加入する制度です。次のいずれかに該当するときは、社会保険事務所または市保険年金課への手続きが必要です。

届出を忘れて、保険料を納めていないと、将来に受給する年金額が少なくなったり、年金そのものが受給できない場合があるのでご注意ください。

○20歳になったとき(誕生日の前日)

・・・会社員、公務員等を除きます。



○会社等を退職したとき

・・・被扶養配偶者がいる場合は配偶者の方の届出も必要です。

○第2号被保険者の被扶養配偶者でなくなったとき

・・・収入が増えたとき、離婚したときなど

○住所、氏名が変更になったとき

お問い合わせは、滋賀社会保険事務局彦根事務所国民年金業務課(☎0749-23-1114)へ。